

3. 水道施策の推進について

(1) 水道ビジョンの推進に向けた取組について

全国の水道普及率は97%に達し、水道は国民生活の質の向上や経済活動に直結する基盤施設として必要不可欠なものとなっている。しかし一方で、現状に満足するのではなく、安全で安心できる水の持続的な供給を確保するため、水道の信頼性を維持する努力を継続し、将来ともより良い水道サービス水準の提供を目指していくことが求められている。

このため、厚生労働省では、平成16年6月に「水道ビジョン」を策定し、水道の現状と将来見通しを分析評価し、水道のあるべき将来像について全ての水道関係者が共通の目的をもって、それを実現するための重点的な政策課題と、具体的な施策及び方策、工程を包括的に明示した。水道ビジョンは、21世紀の中頃を見通しつつ概ね10年間を目標期間とし、5つの主要政策課題（安心、安定、持続、環境、国際）を示し、それぞれの課題ごとに掲げられた政策目標への対応を図ることとしている。

また、平成19年度に水道ビジョン策定後3年を迎えたことから、水道ビジョンフォローアップ検討会を設置し、施策目標の達成状況及び各施策・方策の進捗状況等についてレビューを行い、平成20年7月に水道ビジョンを改定した。水道ビジョン改定版は、基本的に従来の水道ビジョンを踏襲するという下記の方針に基づき、第7章に「レビューに基づく水道施策の重点取組項目」を新たに設け、例えば「耐震化の達成状況が著しく遅れている水道事業者等にあっては、まずは優先して耐震化を図るべき水道施設について、水道ビジョンの目標年次を目途に耐震化を完了するような具体的な実施計画の策定及びその確実な実施を進める。」など、水道ビジョンの目標達成に向けて今後重点的に取り組むべき項目を示した（資料3-1）。

水道ビジョンの目標達成のためには、水道事業者等及び水道行政はもとより、我が国の水道関係者全てが共通の認識・目標持って、お互いに役割分担をしながら連携した取組が必要である。厚生労働省としても、水道ビジョンの推進を施策の根幹に位置づけていく所存であり、一層のご協力を引き続きお願いする。

《水道ビジョンのレビュー結果》

- ・施策の進捗状況については、予定どおり進んでいるものもある一方、目標達成が厳しいものあり。
- ・策定後3年目であること、水道事業者等における取組も途上にあることを考慮し、基本的な施策の方向として数値目標は維持しつつ、引き続きその達成に向けて最大限努力が必要。
- ・目標の達成状況が十分でないもの等については、施策・方策の追加・見直しのほか目標内容の明確化等を含め検討。
- ・その結果、新たに、「7. レビューに基づく水道施策の重点取組項目」として、今後、重点的に取り組むべきとされた項目を示した。

《主な重点取組項目》

- ・ 水道の運営基盤の強化：広域化の推進、最適事業規模検討、第三者機関等による技術的観点からの業務評価、水道技術の継承及び技術者の育成・確保、事業運営状況の評価・指導等のための最適な事後監督手法、中長期的視点に立った効率的・計画的な改築更新・資金確保・情報提供 等
- ・ 安心・快適な給水の確保：水道水質管理の徹底（水安全計画普及・定着含む）、水道水源に関する流域関係者の連携強化、貯水槽水道管理徹底、飲用井戸対策、クロスコネクション防止、鉛製給水管布設替え 等
- ・ 災害対策等の充実：耐震化対策推進、石綿セメント管布設替え、漏水対策、災害時の総合的なバックアップ体制整備、危機管理体制整備 等
- ・ 環境・エネルギー対策の強化：経済性との両立に留意した環境対策、環境対策導入に関する情報提供 等
- ・ 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献：官民連携による国内体制整備、国際機関等との連携協力、国際協力のあり方検討、アジア・ゲートウェイ構想、業務指標の国際展開 等

また、水道が直面する各種の課題に適切に対処していくためには、各水道事業者及び水道用水供給事業者が自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが必須である。このため、平成17年10月に水道課長から「地域水道ビジョン作成の手引き」を通知し、その作成を推奨しているところである。

平成20年2月1日現在、地域水道ビジョンは上水道事業者及び水道用水供給事業者により237プラン作成され、地域水道ビジョンを策定した上水道事業の現在給水人口は全国計の現在給水人口の59%を占め、同様に水道用水供給事業の1日最大給水量は全国計の1日最大給水量の77%となっている（資料3-2）。

地域水道ビジョンについては、平成20年度頃までを目途に策定することとしているところであるが、未だ策定されていない各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれでは、地域水道ビジョン策定の趣旨を理解のうえ、策定に向けた準備に早急に着手されるようお願いする。なお、地域水道ビジョンの策定状況及びその内容については、水道課ホームページで公表しているところであり、策定の参考とされたい。

各都道府県におかれでは、水道ビジョンの趣旨を踏まえ、水道施設整備費補助金の積極的な活用を図るとともに、広域的水道整備計画、水道整備基本構想、都道府県版地域水道ビジョン、の策定・改定、及び簡易水道再編推進事業の積極的な活用による簡易水道の統合整備を図ること等によって、計画的な水道整備の推進が行われるよう水道事業者に対する指導等に努めるとともに、目標年度における適切な施設規模、経営基盤の確保ができるよう、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客觀性及び合理性を有するよう適切な指導についてもお願いする。

(2) 多様な運営形態の選択等について

ア. 水道事業の第三者委託について

平成14年4月に施行された改正水道法第24条の3の規定により、水道事業における管理体制強化方策の一環として、水道の管理に関する技術上の業務を水道事業者等及び需要者以外の第三者に委託できる制度（以下、「第三者委託」という。）が創設された。（第三者委託の実施状況については（資料3-3）参照。）第三者委託の届出については、業務を委託したとき又は委託が失効したときに遅滞なく認可権者である厚生労働大臣又は都道府県知事に届出を行うこととなっているので、届出手続に遗漏なきようお願いする。また、各都道府県におかれでは、水道事業の第三者委託について適切な届出がなされるよう都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対する周知、及び第三者委託の導入の検討にあたり疑義が生じた場合には、速やかに厚生労働省にご連絡するようお願いする。

また、厚生労働省では、水道事業者等が第三者委託の実施について検討するに当たり参考となるべき検討手法について、「第三者委託実施の手引き」としてとりまとめ、平成19年11月8日付けで水道事業者等に通知した。本手引きでは、今後導入検討が増えると考えられる、中小規模の水道事業者における浄水場施設の運転業務委託業務を想定しつつ、第三者委託の導入検討の考え方等について整理している。各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれでは、その実情に応じて第三者委託の実施の検討を行うに当たっては、この手引きを参考とされるようお願いする。

なお、水道法施行令第7条第1号では、水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合の要件として、「技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託する者であること」と規定されている。これは、第三者委託制度では、罰則の適用も含めて水道法上の責任が受託者にも課されることから、何らかの問題が生じた場合において責任区分が不明瞭になることのないよう規定されたものである。この点に関連して、

「水道法の施行について」（平成14年3月27日付け健水発第0327001号厚生労働省健康局水道課長通知）では、第三者委託制度に関して、「受託者からの委託制度を設けておらず、いわゆる丸投げの再委託のための制度は用意されていない」とされ、また、「ただし、水道事業者等が手足の業務委託を行っているように、受託者が同様の業務委託を行うことは可能であるが、この場合の水道法上の責務はあくまで委託者たる水道管理業務受託者にある」とされている。これらの規定等では、受託者の責任と監督の下で、いわゆる手足の業務委託を他者に行なうことは排除されていないものの、水道の管理に関する技術上の業務に関して、水道管理業務受託者と再委託業務の受託者との間の責任区分が不明瞭になるような再委託の形態は想定されていない。すなわち、受託者の体制として、例えば、複数の企業間で業務分担を行うことを前提とした法人格のない共同企業体のような体制については、個別のケースごとに判断すべき事項

ではあるものの、特別目的会社（ＳＰＣ）を設立する場合を除き、一般的には水道法施行令第7条第1号の要件に合致する体制とは想定されないことに留意願いたい。

また、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度は、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が公の施設の管理を代行する制度であり、私法上の委託（いわゆる手足業務委託）として水道施設の管理を行うものではないことから、第三者委託を行う必要がある。なお、指定管理者制度の利用にあたって水道法上の運用・解釈に疑義が生じた場合には、速やかに厚生労働省にご連絡するようお願いする。

イ. 水道事業におけるＰＦＩ導入について

平成11年9月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「ＰＦＩ法」という。）が施行された。ＰＦＩ法に基づく公共事業の実施は、これまで国や地方公共団体等が実施していた公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金やノウハウを活用して行う手法で、従来よりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供することを目指したものである。将来とも事業性が安定しており、民間の創意工夫が發揮できる余地の大きい事業においては、当該事業の実施形態としてＰＦＩは有効な選択肢のひとつである。一方、我が国の水道事業において、これまでＰＦＩ事業が導入されたのは、比較的大規模な水道事業者等に限られている（資料3-4）。

ＰＦＩ法に基づく事業の実施は、設計・建設から維持管理・運営について、長期間にわたり選定された民間事業者に委ねるものであり、また、契約に至るまでの手続きも多種・多様で複雑であることから、事業実施に当たっては技術的、法律的、財政的側面等の諸点からの検討を行う必要がある。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、水道事業におけるＰＦＩ導入実施のための諸検討の適切かつ円滑な実施に資するため、「水道事業におけるＰＦＩ導入検討のための手引き」をとりまとめ、平成19年11月8日付で水道事業者等に通知した。各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれても、その実情に応じてＰＦＩの導入検討を行うに当たっては、この手引きを参考とされるようお願いする。

ウ. 最適な事業運営形態の選択等について

水道事業経営における水道事業者相互間や水道事業者と民間業者間の連携の活用に関しては、第三者委託制度、地方自治法改正による指定管理者制度、ＰＦＩ法や地方独立行政法人法の制定等の制度の整備が進められたこと等により、各水道事業等は民営化を含む様々な事業運営形態を採用できるようになり、それらを活用して運営基盤強化を図ることが期待されている。他方、水道事業における民間活用を含む連携形態の選択の考え方や検討手法は、これまで整理されたものもなく、各水道事業者等において個別に検討が進められている状況となっており、連携形態について検討しようとしている水道事業者等にとっては、当該検討の阻害要因となっていることが懸念されている。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、水道事業者等における連携形態の検討に資することを目的として、「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」（資料3－5）をとりまとめ、平成20年6月30日付で水道事業者等に通知した。この手引きでは、水道事業の運営基盤の強化を図るための具体的な対応方策及び当該方策を実施するために適した連携形態の比較検討を行うための検討手順を例示している。各水道事業者等において、その実情に応じて民間活用を含む連携形態の検討を行うに当たっては、この手引きを参考とされるようお願いする。

（3）水道技術の継承及び技術者の育成・確保について

ア. 水道技術の継承に向けた取組について

水道技術の継承及び技術者の育成・確保等は、各水道事業者等が今後とも持続可能な水道事業運営を実現させるために必要不可欠な取組である。

水道事業者等は、施設の大量改築・更新や技術者の大量退職を迎えており、将来において現在と同水準の業務遂行に不安を抱える事業者が少なくなく、その多くが対応策の検討・実践にまで至っていない状況にあると考えられ、この点については平成19年度の水道ビジョンフォローアップ検討会においても指摘された。平成20年7月に改訂された水道ビジョンでは、このような状況を踏まえ、水道事業者等自らによる水道技術の継承や官官、官民等連携による技術者の育成・確保等に資する方策の検討を重点的に取り組む必要があるとされたところである。

水道技術の継承については、各水道事業者においても内部研修の実施や退職した技術系職員の再雇用によりその経験を活かす取組などがなされているが、これら水道事業者独自の取組に加え、（社）日本水道協会による技術研修・講習会、（財）水道技術研究センターによる研修・講習会、国立医療保健科学院による教育研修、当省開催の水道技術管理者研修など、各関係機関が開催する各種研修等（資料3－6）を活用しつつ、技術継承に向けた取組を積極的にお願いしたい。

また、例えば東京都水道局では、研修・開発センターを設置して技術の継承、職員の能力向上等に向けた取組を進めているが、このような取組も極めて有効である。

イ. 官官・官民等連携による技術者の育成・確保について

官官・官民等連携に関しては、水道界全体の技術力を有効活用・相互活用する観点から、水道事業者間の統合や水道用水供給事業者との統合等市町村を越えた広域化や、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化といったソフト面の一体化や連携までを含む「新たな広域化」、さらには、都道府県、市町村、民間部門のそれぞれが有する長所、ノウハウを有効に活用した連携方策を推進することにより、将来にわたり技術水準の確保を図るとともに、これら連携の

相乗効果により、サービス水準や需要者の満足度を維持・向上していくことが重要である。

厚生労働省では、水道事業者等がこれらの検討を行うにあたって参考となる情報や考え方等について、これまで各種手引き等（第三者委託実施の手引き、水道事業におけるPFI導入検討の手引き、民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き、水道広域化検討の手引き等）を作成し、水道事業者等に周知してきたところである。

各水道事業者等におかれては、これらの手引き等も参考としつつ、官官・官民連携による技術者の育成・確保に向けた方策についても、検討をお願いしたい。

ウ. 関係者、需要者への説明・情報提供について

ア、イで示したような取組を着実に進めていくためには、地方公共団体の幹部や人事当局、さらには需要者に対して、技術承継に関する現状や課題等について適切な説明・情報提供を行い、理解を求めていくことが重要である。

このような観点からも、水道事業の現状や課題等に関する様々な情報について、日頃から関係者、需要者への情報提供、コミュニケーションを心がけるようお願いしたい。

（4）長期的視点に立った計画的な水道施設更新及び資金確保等について

ア. 水道施設の更新に関する現状と課題

我が国の水道施設は、昭和50年前後と平成10年前後をピークとして整備されており、現在の水道施設の資産をこれまでの投資額の蓄積として評価すると約40兆円以上と推計される。

現有施設の更新需要は現在年間約5,500億円で、平成30年代には約1.5倍になると推計されるが、近年の水道投資額の減少傾向が続いた場合には近い将来、更新需要が投資額を上回ることとなる。今後、仮に水道投資額が対前年度比マイナス1%で推移すると、平成32～37年度頃には更新需要・投資額がともに年間約1兆円でほぼ同額になり、それ以降は、更新需要が投資額を上回り、投資額が更新需要に追いつかなくなる。一方で、我が国の総人口が既に減少局面に入っていること、今後の水需要の増加は期待できない状況にある。

水道施設を計画的に改築・更新し、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現世代の責務であり、その中でも水道事業の運営・管理を担っている水道事業者等の果たす役割は特に重要である。しかしながら、全国的に見て施設の老朽化が進行しつつある一方で、建設改良への投資水準は十分ではなく、また、近い将来増大する更新需要を見据え長期的な視点で計画的に施設更新・資金確保を行っている水道事業者等は未だ少ないというのが実態である。

今後とも持続可能な水道事業を実現させるためには、各水道事業者等が、人口減少その他社会情勢の変化に適切に対応すべく、長期的な視野に立って、技

術的基盤に基づく施設の更新計画を策定し、また、施設の更新のためには相応の負担が必要であることについて適切な情報提供により需要者の理解を得つつ、更新に必要な自己資金確保を計画的に行っていく体制を早期に築き上げなければならない。

イ. 水道におけるアセットマネジメントの必要性

平成16年に策定した水道ビジョンでは、「中長期的財政収支に基づく計画的な施設の整備・更新」を水道の運営基盤強化における施策課題の一つと位置づけるとともに、この施策課題に対応するため、「コスト縮減を行いつつ適切な費用負担による計画的な施設の整備・更新」が主要施策の一つとして記されている。

さらに、平成19年度に行った水道ビジョンフォローアップ検討会でのレビュー結果をもとに昨年7月に策定された水道ビジョン改訂版においては、レビューに基づく重点取組項目として『アセットマネジメント手法も導入しつつ、中長期的視点に立った、技術的基盤に基づく計画的・効率的な水道施設の改築・更新のために必要な負担について需要者の理解を得るための情報提供のあり方について、具体的検討を推進する』と記され、アセットマネジメントの取組がビジョンに明確に位置付けられた。

アセットマネジメントは、一般的に「国民の共有財産である社会資本を、国民の利益向上のために、長期的視点に立って、効率的かつ効果的に管理運営する体系化された実践活動」を指す。水道事業において「中長期的財政収支に基づく計画的な施設の整備・更新」を実践することは、まさに、『アセットマネジメント』を実践することに他ならない。水道施設の大量更新を迎えた今、水道事業における資産管理=アセットマネジメントの重要性はますます高くなっている。

ウ. 立入検査等を通じた事業者指導の実施

当省では、事業者指導の一環として、中長期的な更新需要に対応した水道施設の更新計画や資金確保の推進を目的とし、大臣認可水道事業者等を対象に、平成18年度以降の報告徴収においてアセットマネジメント関連の調査項目を追加するとともに、平成19年度以降の立入検査において、アセットマネジメントを重点検査項目と位置付け、施設関連データの整理状況や将来における更新需要見通しや料金設定・経営収支の見通しなどに関する状況を確認し、適宜助言及び指導を行っている。

これら立入検査等の結果、将来30～40年以上先を見据え、更新需要や財政収支見通しを適切に把握し、更新に備えて内部留保や積立などの自己資金確保について計画的に実施している事業体がある一方で、中長期的な視点に立った検討が進んでいない事業体も多く、アセットマネジメントの取組促進の必要性が改めて確認された。

エ. アセットマネジメントに関する手引きの策定

厚生労働省では、全国の水道事業者等において長期的な視点に立った計画的な施設更新・資金確保に関する取組が具体的に推進されるための一助となるよう、現在、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（仮題）の策定について検討作業を進めているところである（現時点での手引き（案）の概要を資料3～7に掲載）。

手引きについては、平成19年度（平成20年2月）に実施した「水道事業の運営状況に関する報告」調査時に、アセットマネジメント関連調査（水道資産管理等状況調査）に関する各種様式の記入にあたっての参考として「水道事業に係る計画的な資産管理及び資金運用に関する手引き（骨子案）（未定稿版）」を配布したところであるが、理解しやすく、かつ、実際に活用しやすいものとなるよう、内容等の更なる充実を図ることとしている。

今後は、来年度の早い時期に手引き（案）を大臣認可水道事業者等及び都道府県に送付し、提出された意見等も参考にしつつ手引きをとりまとめ、大臣認可事業体及び都道府県に配布するとともに、当省ホームページに掲載する予定である。

当省では、手引き完成時に併せて、大臣認可水道事業者等を対象に「水道事業の運営状況に関する報告」として当該手引きの添付様式に記入・提出いただくとともに、来年度以降の立入検査において、当該様式の記入内容も確認しつつアセットマネジメントの取組状況について重点的な検査を行う予定である。これらの取組を通じた大臣認可水道事業者等への助言・指導の更なる充実、その他必要な対策・施策を講じることにより、水道事業におけるアセットマネジメントの取組の促進を推進していくこととしている。

各水道事業者等におかれでは、持続可能な水道事業のためには、中長期的な更新需要・財政収支見通しに基づく計画的な施設更新・資金確保が必要不可欠であることを改めて認識いただいた上で、本手引きも積極的に活用しつつアセットマネジメント（資産管理）を実践いただくようお願いする。

また、都道府県におかれでは、特に中小規模の水道事業者等における取組が促進されるよう、本手引きを積極的に活用いただき、立入検査や会議等の機会を通じて、管下の各水道事業者及び水道用水供給事業者に対する適切な助言及び指導等を御願いする。

（5）事業認可等に係る留意事項について

ア. 合理的な事業計画の策定について

近年の水需要は給水人口増加の鈍化、節水器具の普及等により全国的には横這いの状況にあり、将来の需要を十分に精査した上で、これまでの拡張、增量を目的とした水道事業計画から給水サービスの向上を図ることを目的とした計画への転換期を迎えており。このような社会的な背景を踏まえ、各都道府県におかれでは、今後の水道事業認可審査等にあたって、目標年度における適切な

施設規模、経営基盤の確保ができているか、水需給計画、施設計画、財政計画が十分な客觀性及び合理性を有しているか等について、適切な審査・指導をお願いする。

また、各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれでは、水道施設整備費補助金の積極的な活用を図るとともに、事業上の課題や市町村合併、将来の水需給等の状況を十分に踏まえた上で、地域水道ビジョン及び事業計画の策定・改定、簡易水道の統合や広域化の推進等を図ること等により、適切な事業の実施をお願いする。

イ. 特定の浄水方法への変更に係る認可制から届出制への移行について

水道事業者等が浄水方法を変更しようとするときは、水道法（昭和32年法律第177号）第10条（水道用水供給事業者の場合は第30条）に基づく事業の変更認可が必要であるが、現行では、既存の給水区域や給水量、給水人口に変更がない場合であっても、給水人口や給水量、経常収支の見込等を算出して事業計画書等を提出する必要がある。このことは、例えば、事業を拡張しないがクリプトスピリジウム等耐塩素性病原生物対策としての濾過施設を整備しようとする事業者等にとって過度の負担を求めるものと考えられ、耐塩素性病原生物対策としての濾過施設等の整備が十分でないことの一因となっているとも考えられる。

一方、水道事業において、多くの施設で長い使用実績があり、水道事業者等及び事業認可者に相当の知見が蓄積され、また、その処理理論が明確になっているような浄水方法については、事業認可に当たって、その採用の適否を詳細に審査する必要がないものがあると認められる状況にあった。こうしたことを踏まえ、既存の給水区域、給水量、給水人口を変更しない浄水方法の変更で、事業認可の審査を要するものではないと考えられる特定の浄水方法への変更については軽微な変更とし、その変更に当たっては事業変更認可を要さずに届出で足るようにするため、平成19年3月30日、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部改正省令を改正（同年4月1日施行）するとともに、同日付で施行通知を送付したところである。各都道府県におかれでは、同通知内容に沿って、管下の各水道事業者及び水道用水供給事業者に対する適切な指導等を御願いする。

各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれでは、本改正内容に基づき、法第10条第3項または法第30条第3項に基づく届出に該当する事業変更事案が発生した場合は、届出に係る必要な手続き等につき時間的余裕を持って遺漏なきよう対応願いたい。

ウ. 道州制特区推進法施行令改正による水道事業認可等に関する事務権限委譲について

道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第3号。以下本項において「改正政令」という。）が平成21年1月15日に公布され、同年1月22日に施行された。

改正政令では、水道法の規定に基づき厚生労働大臣が一定規模以上の水道事業及び水道用水供給事業に関して行っている事業認可、指導監督に関する事務について、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成18年法律第116号。以下「道州制特区推進法」という。）第2条第1項に規定する特定広域団体の知事に対して権限委譲を行うため、水道法施行令第14条各項の規定に関する特例措置が講じられたところである（資料3-8）。

現行で唯一の特定広域団体となっている北海道において、平成21年3月31日までに道州制特区推進法第7条の規定に基づく道州制特別区域計画が改定され、改定計画に水道事業及び水道用水供給事業に関する事務が盛り込まれた場合には、同年4月1日より北海道内の厚生労働大臣認可水道事業者及び水道用水供給事業者に対する事業認可、指導監督に関する事務は北海道知事が行うこととなる。

このため、水道法の規定に基づく事業変更認可、各種届出等の事務手続を平成21年4月1日以降に予定している北海道内の厚生労働大臣認可水道事業者又は水道用水供給事業者におかれでは、事務手続に遗漏なきよう特にご留意願いたい。

エ. 将来の更新を踏まえた適切な水道料金の設定について（3.（3）参照）

我が国の水道施設は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期を中心として、急速な面的量的な拡張を行ったことから、その時期に整備された施設が今後急速に更新期を迎えることとなる。

このような中、社会情勢の変化等に適切かつ迅速に対応しつつ、水道施設の計画的な整備・更新による持続可能な水道事業を実現するためには、各水道事業者が、現在及び将来の需要者の負担の公平性の視点に立った中長期の施設整備・更新計画、財政見通し・資金確保方策、更新のために必要な負担に係る需要者の理解を得るために情報提供のあり方等について着実な対応を講じることが非常に検討、計画立案し、需要者の理解を得た上で、計画を着実に遂行することが重要となる。

各都道府県におかれでは、立入検査等の機会を通じて、今後策定予定の「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（仮題）も活用しつつ、各水道事業者が将来の水道施設の更新を見据えた適切な経営計画を立て、これを踏まえた適切な水道料金を設定しているか否かの確認を行い、更新に備えた内部留保の積み立て等の方策が講じられていない場合には、改善を図るよう適切な指導をお願いする。

また、各水道事業者におかれでは、地域水道ビジョン、業務指標の分析結果等を踏まえつつ、同手引きを積極的に活用し、また、（社）日本水道協会が平成20年3月に改訂した「水道料金算定要領」や同月に公表した「水道料金制度特別調査委員会報告」についても参考としながら、将来の更新を見据えた適切な水道料金を設定するようお願いする。

オ. 新技術の積極的な活用について

今後の水道事業等における計画的な施設の整備・更新等の際には、新技術の積極的な活用による効率的で高機能な新しい水道システムの構築が望まれる。このため、平成16年6月に策定された水道ビジョンにおいても、「新たな技術のデモンストレーション、モデル事業の実施等により、民間機関等で開発された新技術の普及促進を図り、技術開発の活性化を図る。」としている。

一方、水道施設の技術的基準については、平成12年より性能規定化されているところであり、各都道府県においては、水道事業等の認可に際し新技術の定量的な評価結果（例えば、厚生労働科学研究費補助金による環境影響低減化浄水技術開発研究報告書等）等を有効に活用することにより、合理的かつ効率的な審査を実施し、水道事業等において新技術の積極的な活用が図られるよう努められたい。

また、各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、浄水技術（高度処理技術、耐塩素性病原生物対策技術等）、管路技術（耐震技術等）に係る技術開発の推進及び新技術の積極的な活用による合理的かつ効率的な施設整備に努められたい。

力. 分水に関する取扱い等について

分水については、水道法において水道用水供給事業の適用除外とする旨規定されているが、当時の様々な事情により近隣水道事業者からの依頼を受けた水道事業者が、一時的な措置として、両者間の任意契約により、浄水を分水することとしたというのが、その背景にあったものと思料される。

その一方で、分水は、当該分水の供給を受けている地域の需要者に対して安全かつ安定的な水を供給するために遵守されるべき様々な水道法上の規定（水質管理・水道施設維持管理・危機管理等）に関する責任の所在が不明確な状態にある。

水道事業においては、高度成長期等を中心に集中的に整備された水道施設の老朽化が進展し、更新需要が今後大幅に増大していく中で、施設の維持管理・更新・再構築に向けた計画的な対策の重要性がこれまで以上に高くなっています。また、施設の老朽化が災害や事故等への脆弱性を高め、災害時の被害を極めて大きくする可能性がある。需要者への安全かつ安定的な水の供給の確保に対する責任を果たし、持続可能な水道事業を確立するためには、これらの重要な諸課題に対する円滑かつ計画的な対策が非常に重要である。

これらの状況を踏まえ、水道事業者においては、当該分水地域の需要者への水の供給に支障を生じさせないことを大前提とし、分水に関する責任の所在を明確にした上で、分水の背景・経緯等や現在の水利用形態等を踏まえつつ、法的位置付けが可能な形で整理できるよう、関係する水道事業者等間での十分調整・協議を通じて共通認識や合意形成を図り、大規模施設更新・危機管理対策・広域化検討等の様々な機会を捉えて、分水状態の解消に向け計画的に取り組んでいただくようお願いする。

分水状態の解消に際しては、いくつかの方策（被分水事業者における既存水道用水供給事業からの受水、被分水事業者における代替水源確保及び施設整備、分

水事業者における水道用水供給事業の創設、分水事業者の給水区域への分水区域編入、被分水事業者から分水事業者への第三者委託、分水事業者及び被分水事業者間の水道事業統合（等）が考えられるが、それぞれの分水事案によって、その背景や経緯、分水の利用形態、地理的条件等が当然異なるため、採るべき方策を一律に定めることは適当ではなく、分水に係る諸般の状況等を勘案した上で、関係水道事業者等間での十分な調整・協議を通じ、各事案に応じた最適な解消方策の検討を進めていただくようお願いする。

各都道府県におかれでは、都道府県知事認可の水道事業者に対しての周知、助言及び指導をお願いする。

（6）水道の特定水利使用の申請等について

ア. 水道の特定水利使用の申請について

水道の特定水利使用の申請については、平成15年8月5日付け事務連絡において、特定水利使用の申請当事者である水道事業者が国土交通省に特定水利使用（河川法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第1項第3号に規定する特定水利使用）の申請をした場合には、関係資料を厚生労働省健康局水道課あてに直接送付頂くよう通知しているところであるが、送付されていない事例が見受けられることから、再度御了知願いたい。

また、各都道府県におかれでは、都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対しての周知をお願いする。

イ. 河川法に基づく法手続き及び報告について

平成18年10月に中国電力が土用ダムの沈下量等に係る測定値を改ざんしていたという事案が発覚したこと等を受け、国土交通省が水力発電関連施設について、10電力会社（北海道、東北、東京、北陸、中部、関西、中国、四国、九州及び電源開発）に同様の問題がないか自主点検とその結果の報告を要請したところ、河川法第26条第1項の許可（工作物の新築等の許可）等を得ていない可能性のある工作物があることや、ダムの沈下量、水平変位、堆砂量、漏水量等の河川管理者に定期的に報告することとなっているデータの不適切な取扱いがあったとの報告が多数存在した。

水道事業や水道用水供給事業においては、河川法第23条の流水占用の許可、第24条の土地の占用許可、第26条の工作物の新築等の許可等の手続きや取水量の測定、報告等を水利使用規則等に基づき、河川法を遵守して適正に事業を実施されているものと認識しているが、引き続き適正な事業運営に努められたい。

また、各都道府県におかれでは、都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対しての周知をお願いする。

ウ. 河川横断工作物における河川航行船舶への対応策について

平成18年8月14日に、旧江戸川においてクレーン船が特別高圧架空送電線に接触したことにより、首都圏は大規模な停電に見舞われ、国民生活に多大な影響がおよぶ事故が発生した。

これを受け、同年9月1日に、内閣官房の主催により「大規模停電対策に関する関係省庁連絡会議」が開催され、政府全体の対策が「大規模停電対策に関する関係省庁連絡会議対策とりまとめ」としてとりまとめられているところであり、「上水道については、各水道事業体において、送電系統の多重化、自家発電設備の整備等を進めている。また、停電等により万一配水ポンプが停止する事態が生じても、送水系統を切り替えることにより、断水を防止できる体制をとっているところであり、引き続き、水道水の安定供給のための対策を推進していく。」ことがとりまとめられている。

各水道事業者及び水道用水供給事業者におかれては、上述の停電対策を講ずるとともに、各々の事業において管理している水管橋等の河川横断工作物を把握し、船舶航行による水管橋等の破損のおそれがある場合には、船舶航行者に注意喚起を促す効果的な標識（例：水管橋の高さ情報等を示し、船舶航行者に衝突回避行動を促す標識）等の設置を検討した上で必要な対策を講じられたい。

（7）水道における地震等災害対策・危機管理対策について

ア. 水道における地震等災害対策について

水道は普及率が97%を超え、市民生活、社会活動の中で非常に重要な位置を占めている。そのような中、一昨年発生した能登半島地震、新潟県中越沖地震、そして、昨年も岩手・宮城内陸地震、岩手県沿岸北部を震源とする地震などにより多数の世帯で断水が発生するなど、立て続けに水道施設が甚大な被害を受けている。このような状況からも水道の地震対策は重要な課題である。

○水道施設の技術的基準を定める省令の一部改正

水道施設が備えるべき要件は、水道法第5条及び水道施設の技術的基準を定める省令(施設基準)で規定され、省令では従来から給水への影響ができるだけ少なく、速やかに復旧できるよう配慮されたものであること、地形、地質など地域ごとに自然的条件を勘案し、施設ごとの重要度に応じて施設の設計を行うこと等の規定が設けられていたところであるが、水道施設の満たすべき耐震性能について、より具体的に示すことで、今後の更新に合わせて水道施設全体をしっかりととした耐震性のあるものに置き換えていくため、「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部を改正し（平成20年10月1日施行）、施設の重要度及びその備えるべき耐震性能を明確にした。この省令改正により、地震被害が水道施設の機能に与える影響、水道施設以外に与える二次的影響の視点から、水道施設をその重要度に応じて2つに区分し、それぞれに備えるべき耐震性能を明確化している。（資料3-9）

○水道施設の耐震化

水道施設の耐震化については、平成20年4月8日健水発第0408002号厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の耐震化の計画的実施について」において、計画的な耐震化の取り組みをお願いしているところである。また、厚生労働省が平成16年6月に公表した「水道ビジョン」においても、主要施策の一つとして、基幹施設や基幹管路の耐震化の推進などを目標として掲げており、昨年7月に公表した水道ビジョンの改訂では、基幹管路、浄水場や配水池等の基幹施設の耐震化率を100%にするという目標を引き続き目指しつつも、水道事業者等における耐震化が数値に見える形で進んでいないのが現状であることから、耐震化計画を策定していない水道事業者等にあっては、速やかに耐震性評価を行い、優先度を考慮した耐震化計画を策定し、耐震化事業を計画的に実施することを求めていている。また、取り組みが著しく遅れている水道事業者等にあっても、最も優先して耐震化を図るべき水道施設を抽出し、水道ビジョンの目標年次である平成25年度を目途にそれらの耐震化を完了するよう実施計画を具体化し、確実に実施する等の重点取組項目を明らかにしている。

水道施設は社会基盤施設であり、地震に伴う断水は、ただ単に水が止まるということではない。水道が責任ある給水をしていくためには、社会的な影響が非常に大きいという認識を持ち、耐震化に取り組んでいく必要がある。高度成長期に整備された管路・施設の多くが今後、更新時期を迎えることから、更新の際には適切な耐震性能を有する管路・施設に整備していくことが、耐震化を推進する上で重要である。

一方、我が国の水道施設の耐震化は、極めて遅れているのが現状であり、今後、大幅な改善を図っていくためには、これまで以上の取組を行っていく必要がある。そのため、厚生労働省では、各水道関係団体と連携の下で、昨年4月から2年間にわたる「水道施設・管路耐震性改善運動」を展開し、関係者が一体となった運動が展開されるよう積極的なキャンペーン活動を行っている。

各都道府県並びに各水道事業者及び各水道用水供給事業者におかれでは、こうしたことを踏まえ、引き続き耐震化に向けた一層の取組の支援及び強化をお願いする。厚生労働省健康局水道課においては計画的に耐震化を推進する上で活用できるよう「水道の耐震化計画等策定指針」をとりまとめており、また、管路の管種、継手について選定の際の参考になるよう「管路の耐震化に関する検討会報告書」において代表的な管種、継手の耐震性能の評価を行っているので（厚生労働省健康局水道課のホームページに掲載）、これらの資料についても的確に活用いただくようお願いする。（資料3-10）

○水道利用者に対する情報提供について

水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道利用者の理解を得ることは不可欠である。各水道事業者等におかれでは、水道施設の耐震化に係る取組や事業費用に対する理解を得るために、特に重要な水道施設を中心に施設の耐震性能や耐震化の実施計画、応急給水の体制についても、水道利用者

に対して情報提供するよう取組及び指導をお願いする。

イ. 水道の危機管理対策マニュアルの策定について

水道事業者等には、地震などの自然災害や、水質事故、テロ等の非常事態においても、生命や生活のための水の確保が求められる。このため、基幹的な水道施設の安全性の確保や重要施設等への給水の確保、さらに、被災した場合でも速やかに復旧できる体制の確保等が必要となる。

厚生労働省では、このような危機に対応できるように、地震や水質、渇水、事故、テロ対策等のマニュアルを作成し危機管理訓練を実施するよう指導してきたが、報告収集や立入検査の結果を見ても、いまだマニュアルを作成していない事例、作成済みであっても実働マニュアルとしては不完全な事例及び危機管理訓練が実施されていない事例がみられるのが現状である。

このような状況を踏まえ、水道事業者等が危機管理対策マニュアルを策定する際の参考となるよう、「危機管理対策マニュアル策定指針」及び「災害時相互応援協定策定マニュアル」をとりまとめたので活用されたい。

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/kikikanri/chosa-0603.html>)

また、各水道事業者及び各水道用水供給事業者におかれでは、策定した危機管理対策マニュアルに基づき、危機管理訓練を定期的に実施することで、適宜、同マニュアルの内容を点検、検証し、必要に応じ改正していただくことも併せてお願いする。

ウ. 水道におけるテロ対策について

水道施設が毒物投入などのテロ攻撃を受けると、国民の生命や健康を脅かす事態となり、生活や都市活動を麻痺させることとなるため、このような攻撃を受けないよう、未然防止策を万全に講じていくことが極めて重要である。

厚生労働省では、「国内でのテロ事件発生に係る対応について」（平成15年12月15日厚生労働省関係局部課長連名通知）等により、水道施設に係る具体的対策を含め、テロ対策の徹底につき都道府県、水道事業者等に対して依頼を行っているとともに、主要国首脳の来日時等においては、警察庁等からの要請に基づき、水道施設に対する警備強化等について依頼を行っているところである。

各水道事業者等においては、上記通知等の主旨を踏まえつつ、引き続き水道施設に対するテロ攻撃による影響・被害の未然防止の徹底をお願いする。

なお、テロ等により水質異常又は断滅水が発生した場合や、水質異常等が発生しなくとも水道に対するテロ等（毒物混入未遂、水道施設破壊等）が発生した場合においては、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成19年6月19日付け事務連絡）に基づいて情報提供するようお願いする。

エ. 水道事業者等における新型インフルエンザ対策について

我が国では、新型インフルエンザの発生の危険性に対して迅速かつ確実な対

策を講ずるため、平成17年12月、関係省庁対策会議により「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下本項において「行動計画」という。）が策定された。平成19年3月には、新型インフルエンザ専門家会議により「新型インフルエンザガイドライン（フェーズ4以降）」が策定され、その中で「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を始めとする各種ガイドラインが示された。行動計画及び各種ガイドラインは、その後も最新の科学的知見を取り入れ、隨時、見直しが行われてきたところ。

新型インフルエンザは、多数の国民の健康・生命に関わり、また、社会・経済活動に甚大な影響を及ぼすことから、国のみならず、地方自治体、企業、関係機関等の国民各層において総合的に対策を講ずることが重要である。行動計画を踏まえた各種対策についての具体的な内容、関係機関等の役割等を提示し、国民各層での更なる取組を推進するため、今般、これまで関係省庁対策会議等において策定されていた新型インフルエンザに係る各種ガイドラインを整理し、ひとつのガイドラインとしてまとめることとされた。

平成20年11月28日に開催された関係省庁対策会議において、科学的知見の蓄積等を踏まえた行動計画の改定案及び各種ガイドライン案が作成されたことを受けて、パブリックコメントが実施された。その結果を踏まえ、平成21年2月中旬に行動計画等が改定される見込みとなっているが、行動計画の改定案では、新型インフルエンザの発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の国民生活を維持できるよう、政府や各事業者において事前に十分準備を行うことが重要であるとされており、具体的には、各事業者において新型インフルエンザに対応した事業継続計画を策定し、従業員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、従業員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが有効であるとされている。

厚生労働省水道課では、新型インフルエンザの流行時においても、水道事業者等が社会機能維持者として安全確保を前提として水道水を安定的に供給していく必要があることを踏まえ、平成19年10月に「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（資料3-11）をとりまとめ、各水道事業者等の状況に応じて適切な新型インフルエンザ対策が推進されるよう、周知を行っている。

今般、行動計画及び各種ガイドラインが改定されたことを踏まえ、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」についても見直しを行い、平成21年2月中を目途に当該ガイドラインの改訂版を送付することとしている。

各水道事業者等におかれても、このような状況を踏まえつつ、その状況に応じて引き続き適切な新型インフルエンザ対策を推進するようお願いする。

オ. 水道分野における情報セキュリティ対策について

水道分野を含む重要インフラの情報セキュリティ対策に係る各種取組は、内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）を中心として、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る行動計画」（平成17年12月13日情報セキ

ュリティ政策会議決定)等に基づき、官民連携により実施されている。(なお、平成21年2月3日に当該行動計画の全面改訂が行われ、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」が策定された。)

水道分野における情報セキュリティ対策の徹底については、平成18年10月31日付け健水発1031001号厚生労働省健康局水道課長通知により水道事業者等に対して、「水道分野における情報セキュリティガイドライン」を送付し、同ガイドラインを参考にして、各水道事業者等がその状況に応じて適切な情報セキュリティ対策を実施するよう周知を依頼したところである。

同ガイドラインは、情報セキュリティ政策会議が平成18年2月に決定した「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準等」策定に当たっての指針」に基づいて策定しているが、平成19年6月14日に開催された情報セキュリティ政策会議において、当該指針の改定がなされたところである。また、平成20年3月には、水道分野の情報セキュリティ対策に係る「情報収集・分析機能」(セプター：(※)参照)が(社)日本水道協会に設置され、同年4月よりセプターとしての運用が開始されている。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、「水道分野における情報セキュリティガイドライン」の改訂を行い、平成20年3月27日付け健水発0327001号厚生労働省健康局水道課長通知により、水道事業者等に対してガイドライン改訂版を通知したところである。

各水道事業者等におかれては、同ガイドラインの主旨等を踏まえつつ、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するようお願いする。

なお、情報システム障害等により水質異常又は断滅水が発生した場合や、水質異常等が発生しなくとも重大な情報システム障害があった場合においては、「水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(平成19年6月19日付け事務連絡)に基づいて情報提供するようお願いする。

(※) セプター：C E P T O A R (Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response)。政府からの情報窓口及び事業者への周知、関係機関(他分野のセプター等)との情報共有、重要インフラ連絡協議会への参加等の役割を担うこととなっている。

(8) 給水装置における誤接合の防止について

本年度、給水装置工事における誤接合(クロスコネクション)に係る事故が相続いで発生している。和歌山県内の事故では、水道管と防火用水管が上下平行で布設されており、給水装置を防火用水管と誤接合する事故が発生した。また、埼玉県内では水道管と農業用水管が並走して布設されており、給水装置を農業用水管と誤接合する事故が発生した。これらの事故については、いずれも、工事施工後に残留塩素の量の確認が行われていれば事故防止、早期発見ができたものである。

これまでも、平成14年12月6日健水発第1206001号厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」により、給水装置工事における誤接合防止についてお願いしてきたところであるが、これらの事故事例を踏まえ、特に水道管以外の管が布設されている地区にあっては、給水装置工事にあたり残留塩素の量を確認するなど誤接合防止のための対応について再度徹底するとともに、指定給水装置工事事業者へ誤接合防止のために適切に施工及び確認するよう様々な機会をとらえ周知徹底を図り、給水装置の誤接合の防止に向けて適切に取り組んでいただくようお願いする。

(9) 指定給水装置工事事業者制度について

指定給水装置工事事業者制度については、平成8年の水道法改正の施行後10年を経過したことから、昨年度施行状況等について検討を行い、その結果に基づき平成20年3月21日付健水発第0321001号厚生労働省健康局課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、課題と解決の方向を踏まえて所要の措置を講じ、給水装置工事事業者の指定制度をより適正に運用いただくようお願いしているところである。各水道事業者においては、下記の事項に留意し給水装置工事が適切に行われるよう、取り組み、指導をお願いする。

- ①指定給水装置工事事業者による適正な給水装置工事の施行の確保に資するため、必要に応じて周辺の水道事業者とも連携を図り、指定を行った給水装置工事事業者の代表者（ここでは自社内の周知や教育を適切に実施できる立場にある者）に対して必要な情報の提供等を行う講習・研修を定期的に実施し、その実施に合わせ、水道法に基づく変更の届出に遗漏がないか等の確認にも努めていただきたいこと。また、給水装置工事主任技術者等の施工技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者が外部機関の研修会等への参加などにより給水装置工事主任技術者等の研修の機会を適切に確保し技術力向上に努めるよう助言、指導に努められたいこと。
- ②指定給水装置工事事業者に関する情報の不足に起因し、需要者が給水装置の修繕工事を依頼する際等に問題が生じた事例が報告されていることから、需要者が工事を依頼する指定給水装置工事事業者を選定する際の参考となる情報を理解しやすい形式、入手しやすい方法で提供していただきたいこと。また、給水装置の維持管理の責任区分や重要性、指定給水装置工事事業者制度の趣旨や概要など、需要者が知っておくべき情報に関して、需要者に対して定期的に情報の提供を実施されたいこと。
- ③指定給水装置工事事業者に対する指定取消等の処分については、あらかじめ処分基準を定め、これに従い取消を行うよう求めているところであり、処分の取り扱いについて整備するとともに、その公平な実施に努められたいこと。
- ④配水管から分岐して給水管を設ける工事や分岐部から水道メーターまでの工

事等（以下、分岐部等の工事という。）の施行にあたっては、水道施設等にも影響を与えることから適切に作業を行うことができる技能を有する者が作業に従事することが必要であり、具体的には、水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）、職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士及び同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者、財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者等が想定される（いずれの場合も、配水管への分水栓の取り付け、せん孔、給水管の接続等の経験を有している必要がある。）。水道事業者においては、分岐部等の工事を施行する場合に「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うよう、指定給水装置工事事業者に対する助言、指導に努められたいこと。こうした「適切に作業を行うことができる技能を有する者」による従事または監督を確保する上で、上記の内容を分岐部等の工事の工事上の条件として供給規程等に盛り込むことも有効な手段の一つであると考えられる。ただし、その場合には、特定の有資格者に限定せず、併せて同等以上の技能を有すると認められる者も適合しうる旨を規定する等、現に必要な技能を有している者が除外されるといったことがないよう留意されたいこと。（資料3-12）

（10）住民対応について

ア. 給水停止に係る福祉部局との連絡・連携体制の強化について

生活困窮者に対する給水停止に関しては、平成12年4月13日付け厚生省水道整備課事務連絡「福祉部局との連絡・連携体制の強化について」を各都道府県に発出し、

- ・福祉行政への対応は市町村の福祉部局で対応するのが基本ではあるものの、
- ・死亡事故を契機に、水道も市町村の行政サービスの一翼を担っているとの視点、及び、水道も生活に困窮していることを発見できる機関の一つであるという視点に立ち、
- ・真に生活に困窮している者に対する機械的な給水停止を行うといった事態を回避するため、
- ・関係部局との連絡・連携体制の強化が地域の実情に応じ適正に行われるよう、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起を御願いしている。

また、要保護者の把握に関しては、厚生労働省社会・援護局保護課から各都道府県・各指定都市・各中核市民生主管部（局）長に対して平成13年3月30日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」を発出し、生活困窮者を発見し適切に保護を実施するため、生活困窮者に関する情報が実施機関の窓口につながるよう、民生委員や保険年金・保健福祉部局との連携、さらには、水道・電気等の事業者との連携に努めるよう周知している。

各水道事業者におかれでは、事務連絡に示された趣旨を十分踏まえ、真に生活に困窮している者に対して機械的に給水停止を行うといった事態が回避されるよう、給水停止の際に生活困窮者が否かを福祉部局に確認するなど、地域の実情に応じ、関係部局との連絡・連携体制の強化が適正に行われるよう、改めてお願ひする。

厚生労働省では、水道法に基づいて厚生労働大臣認可の水道事業者等に対して行う立入検査の場において、当該事務連絡の趣旨や内容等を再度周知するとともに、福祉部局との連絡・連携を適切に行うよう指導しているところであるが、各都道府県におかれても、上記の趣旨及び内容を踏まえ、立入検査や会議等の場を通じて、管下の水道事業者に対する周知及び注意喚起並びに適切な指導をお願いする。

(11) 地球温暖化対策等について

ア. 京都議定書目標達成計画の全部改定について

地球温暖化問題は、世界的な課題としてその対策の重要性がより一層高まり、我が国全体における重要課題の1つとなっている。我が国では、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下、「温暖化対策法」という。）に基づき、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が閣議決定された。さらに、第1約束期間（平成20年度から平成24年度）の前年である平成19年10月に「京都議定書目標達成計画の見直しに向けた基本方針」が決定され、政府において、同計画に定める対策・施策の進捗状況・排出状況等の総合的な評価とともに、第1約束期間において講ずるべき対策・施策について検討された結果、平成20年3月には、同計画の全部改定が閣議決定された（資料3-13）。

改定された「京都議定書目標達成計画」（以下「新・京都議定書目標達成計画」という。）では、水道事業について、省エネルギー・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策の実施を推進していくことが位置付けられたとともに、第1約束期間における排出削減見込み量が全国で約35～37万t-CO₂/年と設定された。

イ. 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について

水道事業は、公益的サービスの提供者としての側面に加え、全国の電力の0.9%を消費しているエネルギー消費（CO₂排出）産業の側面も有しており、地球温暖化対策が我が国全体における重要課題となっている中、水道事業においても、政府全体の環境保全対策への主体的かつ積極的な貢献が求められている。

水道ビジョンでは、主要政策課題の1つに環境が位置付けられ、施策として

環境・エネルギー対策の強化が掲げられている。平成19年度の水道ビジョンフォローアップ検討会におけるレビューの結果、省エネルギー対策の指標である単位水量当たりの電力使用量が全国的に見て近年やや上昇傾向にあり、再生可能エネルギー利用事業者の割合もほぼ横這いで推移していること、また、特に、改築・更新の際に省エネ機器の導入に加え水道施設の最適配置を検討することにより、水道システム全体としての消費エネルギー最小化に努める必要があること等の指摘がなされた。

平成20年7月に改訂された水道ビジョンでは、上記のレビュー結果や「新・京都議定書目標達成計画」等を踏まえつつ、水道ビジョンの目標達成に向けて、「環境・エネルギー対策」において今後重点的に取り組むべきとして、以下の項目が掲げられたところである。

- 水道事業者等は、「水道事業における環境対策の手引書」を活用し、経済性との両立に留意して、環境対策に係る各種取組を積極的かつ計画的に実施
- 国は、水道事業者等における各種取組事例及び実績等に関する情報の収集・分析を行い、対策導入に関する情報を水道事業者等に提供し、更なる取組推進を支援
- 水道施設の最適配置、省エネ機器の使用、老朽管等の水道施設の計画的な更新、水安全計画の活用等、環境対策にも資する各種取組を積極的に推進
- 水道水源の保全や環境・エネルギー対策に関する取組の現状や課題について情報を積極的に提供

各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、以上のような状況を踏まえつつ、環境対策と経済発展の双方の利点を併せ持つ取組（Win-Winアプローチ）を主体的かつ積極的に推進するようお願いする。

なお、厚生労働省では、現在、平成16年3月に策定した「水道事業における環境対策の手引書」の改訂作業を行っているところであり、平成21年度のできるだけ早い時期に手引書改訂版を策定、公表することとしているので、ご承知おき願いたい。

ウ. 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策に係る実態調査について

「新・京都議定書目標達成計画」の策定に先立ち、厚生労働省では、平成19年10月15日付け事務連絡により、厚生労働大臣認可水道事業者等及び都道府県水道行政所管部（局）に対して「水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について」を送付し、厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業及び水道用水供給事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策について、平成17年度から平成24年度までの実施及び計画策定状況に係る実態調査を行った。その結果、第1約束期間における排出削減見込み量が全国で約35～37万t-CO₂/年という集計結果が得られた。

「新・京都議定書目標達成計画」における第1約束期間の排出削減見込み量は、この調査結果を踏まえて設定されたものである（資料3-13）。

今後、新たな目標達成計画に基づき、進捗状況等の定期的報告や対策の着実

な実施の担保が求められることとなっており、平成20年12月5日付け事務連絡により、厚生労働大臣認可水道事業者等及び都道府県水道行政所管部（局）に対して「水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について（依頼）」を送付し、平成19年度における環境・エネルギー対策の実態調査を行ったところである（資料3－14）。各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、省エネルギー・再生可能エネルギー対策を着実に実施するとともに、今後も進捗状況の報告等につき協力いただくようお願いする。また、各都道府県においては、管下の都道府県知事認可の水道事業者等に対し、省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進が促進されるよう、適切な情報提供及び水道事業者等における取組状況等に関する調査等に協力いただくようお願いする。

エ. 地球温暖化対策関連法令について

地球温暖化対策及び省エネルギー対策の更なる推進・強化に向けて、温暖化対策法の一部を改正する法律が平成20年6月13日に公布され、また、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）（以下、「省エネ法」という。）の一部を改正する法律が平成20年5月30日に公布された。改正温暖化対策法では、事業者の排出抑制等に関する指針の策定、地方公共団体実行計画の策定事項の追加、植林事業から生ずる認証された排出削減量に係る国際的な決定により求められる措置の義務付け等が措置された。また、改正省エネ法では、平成22年4月1日より、エネルギー管理の単位の事業所単位から事業者単位への変更が施行されることとなっており、平成21年4月から事業者全体でのエネルギー使用量の把握が必要となっている（資料3－15）。

各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、各浄水場等の水道施設毎のエネルギー消費量の把握及び自己の管理する浄水場等の事業場が両法の対象となるか否かについての確認をお願いするとともに、対象事業者については毎年度、温暖化対策法に基づく「温室効果ガス算定排出量の報告書」を厚生労働省に、省エネ法に基づく「中長期計画書」及び「定期報告書」を厚生労働省及び各地方経済産業局に提出するようお願いする。

各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、改正内容等について隨時確認されるようお願いするとともに、環境・エネルギー対策の積極的な推進をお願いする。各都道府県においては、都道府県知事認可の水道事業者等に対して適時適切な情報提供及び周知等をお願いする。

オ. 温暖化対策法第21条に基づく排出抑制等指針の公布について

温暖化対策法の改正により、事業者に次の2つの努力義務が課せられることとなった。

- ①事業者が事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めること（温暖化対策法第20条の5）。
- ②事業者が、国民が日常生活において利用する製品・サービス（日常生活用製

品等)の製造等を行うにあたっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供(温室効果ガス排出量等の「見える化」)を行うよう努めること(温暖化対策法第20条の6)。

主務大臣(環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣)は、事業者がこれらの努力義務を果たす上で講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針(排出抑制等指針)を公表することとされており(温暖化対策法第21条)、平成20年12月12日付けで主務大臣の共同告示として「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定める件」が公布された(資料3-16)。

各水道事業者及び水道用水供給事業者においては、本指針の主旨を踏まえつつ、温室効果ガスの排出の抑制等の取組につき、ご協力をお願いする。各都道府県においては、都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、本指針の主旨を踏まえつつ、温室効果ガスの排出の抑制等の取組につきご協力をいただくよう、周知をお願いする。

なお、水道施設等の工場又は事業場における地球温暖化対策・省エネルギー対策を推進するに当たっては、省エネ法やエネルギーの使用の合理化に関する基本方針等についても併せて参考願いたい。